

実効性のある長時間労働是正を求め、組織拡大・強化をすすめる特別決議

第196回通常国会で「働き方改革関連法」が可決・成立し、適用を除外された「教員の働き方改革」については、参議院において附帯決議に盛り込まれた。新学習指導要領への対応等をはじめ業務が削減されない中、文科省は、緊急対策において、勤務時間の上限をガイドラインで示すとしているが、勤務時間管理が放置されてきた学校現場には法による規制が必要である。

「過労死等対策大綱」の見直し案に、教職員が過労死防止の重点業種として付記された。教員の時間外勤務は自発的業務とされ、給特法下では、管理職等に責任が及ばない現状となっている。過労死で家族を亡くした遺族からは、謝罪さえない対応への憤りが報告されている。過労死は誰にでも起こり得る状況にある。その根絶をはじめ、教職員一人ひとりの健康と安全を守ることが求められている。「限定4項目」以外の業務も職務とした上で、勤務時間を適正に管理し業務削減へとつなげるには、給特法の廃止を含めた見直しが不可欠である。

中教審「働き方特別部会」は、年内の最終報告のとりまとめを目標に議論が予定されている。学校現場の過酷な勤務実態は社会的に認知されてきた。日教組・単組は、連合との連携のもと、保護者や市民と問題を共有する社会的対話に引き続きとりくみ、「学校現場の働き方改革の風」を大きく吹かせながら、中教審・国会対策を強化する。その上で、定数改善、業務削減、勤務時間法制の整備のベストミックスによる実効性のある長時間労働是正を文科省・教委に求める。

多忙な学校現場では、教職員が孤立し、同僚とのつながりをつくるのが困難な状況にある。子どもたちが安心して生活できる学校をつくるためには、教職員が生き生きと働ける職場にしていく必要がある。労働安全衛生法の趣旨のもと、体制の機能強化が求められる。また、日ごろから互いの働き方を語り合い、見直せる職場環境づくりをすすめていくことが重要である。弱い立場に置かれている仲間に寄り添い、個人で言えないことや解決できない原因や背景を探り、その解決にむけて職場が一体となってとりくまなければならない。「学校の働き方改革」を通して、同僚とつながり、職場要求をまとめるなどし、分会機能を強化する必要がある。分会活動の強化が、多忙化を解消し、仲間の健康と安全を守ることにつながる。

「組織拡大・強化のとりくみ方針Ⅱ」のもと、全国統一行動のとりくみをすすめ、臨時・非常勤教職員等や再任用教職員の組織化を含め、すべての職場・分会において組織拡大にとりくんできた。今後も職場を原点とした協力・協働体制づくりと長時間労働の是正にむけて、組織の総力をあげてとりくむ。

以上、決議する。

2018年7月23日

日本教職員組合 第161回中央委員会